

I. 反対尋問

1. 検察はXが「自動車運転上必要な注意」を怠ったとしているが、信頼の原則によりXに過失が認められないのではないか
2. 検察はXが本問現場にA車を停車させた行為とE、Fの死傷結果との間に因果関係が認められるとしているが相当因果関係が認められないのではないか
3. 検察はXの罪責についてXは傷害罪(204条)及び自動車運転過失致死傷罪(第211条2項)ないし業務上過失致死傷罪(第211条1項)の罪責を負い、両者は併合罪(45条前段)となるとしているが、Eに対する自動車運転過失致死罪(211条2項)とFに対する自動車運転過失致傷罪(211条2項)はXの1つ行為から発生していることから、両者は観念的競合(54条1項前段)となるのではないか。

II. 学説の検討

過失について

1. 検察側はXに過失を認められるとしているが、そもそも「過失」とはいかなるものか。この点過失とは客観的注意義務違反に違反する行為で客観的注意義務とは予見可能性に基づく結果回避義務であると解するのが妥当である¹。
2. そして、信頼の原則とは他の者が規則を守り適切な行動をとるであろうことを信頼するのが相当な場合には、たとえ他の者が規則を無視するなどの不適切な行動をとり、それと自己の行動と相まって構成要件の結果が発生しても、その結果について過失責任を問わない原則である。信頼の原則の法的性質は、信頼の原則は前述のような趣旨のものであるから、客観的注意義務を定める基準であると解するのが妥当である²

III. 本問の検討

- (1) 本問ではA車が停車していた場所は交通量や見通しの悪さ等を考慮すれば、かなり危険な場所であったといえる。それならば、XとしてはAが適切にすぐにそのような危険な場所から立ち去ることを信頼するのが相当であるといえる。そうだとすれば、本問ではAのその場にしばらくとどまるという不適切な行動とXの行為が相まって結果が発生していることから、信頼の原則によりXには客観的注意義務違反が認められず、過失責任は問えない。
- (2) Xの第一行為とE、Fの死傷結果の間に因果関係が認められるかにつき、条件関係が認められる点については検察側に同意する。

もっとも、検察側はAがエンジンキーを失念したことを一般人が予見可能であるとして基礎事情に含めている。しかし、いくらAがXの暴行により狼狽し慌てていたとはいえ、Aがエンジンキーを探し始めたのがXの立ち去ったあとであることから、エンジンキーを探し始めた時点ではAとしても比較的落ち着いた精神状態であったと予想できる。そして、そのように比較的落ち着いた

¹大谷實『刑法講義総論〔新版第2版〕』成文堂[2007] 198頁。

²大谷・前掲 204頁。

状態の一般人なら、まず自身の体の付近から探し始めるのが通常であることから、Aがエンジンキーを失念し探しまわったことは一般人にとって予見可能であったとはいえ、またXも予見していないから、基礎事情には含まれない。また、確かに交通量の多い道路にA車を停車させこれを避けようとした他車が事故を起こし停止することは一般人に認識可能であったとも思える。もともと、事故を起こした他車が進路を塞ぎ、A車が発進できなくなったために、Aが車を降りてB車及びC車に進路を空けてもらうよう依頼することまでは、一般人にとって予見可能であったとはいえ、またXも予見していない。したがって、かかる介在事情も基礎事情には含まれない。そこで、かかる介在事情を基礎事情に含めないで因果関係の存否を以下検討する。

- (3) 本問において、検察側の主張する通り、本件道路の交通量や見通しの悪さ等を考慮すれば、そのような場所にA車が停車していたのは、非常に危険な行為である。そして、落ち着いた状態にある者は、このような危険な場所からはすぐに移動するのが通常であるから、本問ではそのような危険な場所にしばらく停車すること自体が異常なことであるといえるから、XがAを停車させた過失行為からE・Fの致死傷結果が発生することは、社会通念上相当とはいえない。したがって、Xが本問現場にA車を停車させた過失行為とE・Fの死傷結果との間に因果関係がみとめられない。

IV. 結論

XはEに対する自動車運転過失致死罪(211条2項)とFに対する自動車運転過失致傷(211条2項)の罪責を負い、両者は1個の行為が2個以上の罪名に触れるので観念的競合(54条1項前段)となり、科刑上一罪となる。また、XはAに対する傷害罪(204条)の罪責も負う。そして、両罪は併合罪(45条)となる。

以上